

# 34. 6次産業化ネットワーク活動交付金

平成29年度予算  
1,909百万円

## 概要

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

## ●対象事業及び支援内容

### (1) 6次産業化ネットワーク活動推進交付金

#### ① 6次産業化等に関する戦略の策定

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

#### ② 6次産業化プランナーの配置

都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、農林漁業者等による6次産業化の事業計画の作成等を支援する体制を整備します。

#### ③ 新商品開発・販路開拓等の支援

農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた、加工適性のある作物の導入、新商品開発・販路開拓等の取組を支援します。

#### ④ 地域ぐるみの6次産業化の取組に対する支援

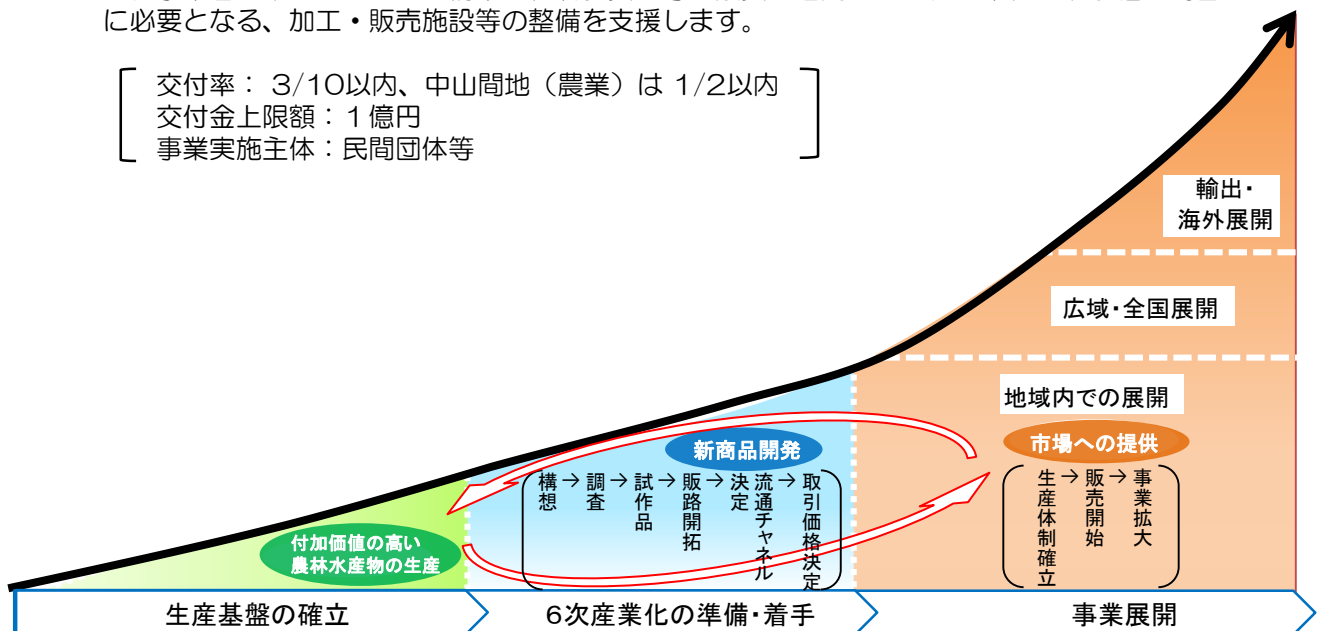
市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新技術の実証、新商品の開発（学校給食等のメニュー開発、直売所における観光需要向けの商品開発、スマイルケア食の開発等）、販路開拓（学校給食等の地場産食材利用拡大、直売所の多様な販売等）の取組を支援します。

交付率：都道府県、市町村への交付率は定額  
事業実施主体へは定額、1/3以内  
（市町村戦略に基づく取組は 1/2以内）  
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

### (2) 6次産業化ネットワーク活動整備交付金（事業者タイプ）

6次産業化・地産地消法または農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備を支援します。

交付率：3/10以内、中山間地（農業）は 1/2以内  
交付金上限額：1億円  
事業実施主体：民間団体等



○問い合わせ先：近畿農政局 経営・事業支援部 地域連携課  
電話 075-414-9101 FAX 075-414-7345